

ガイドブック

スポーツ 少年団とは

スポーツ少年団組織と活動のあり方の解説書

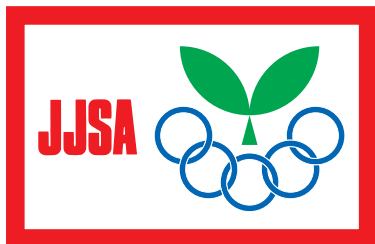


公益財団法人 日本体育協会 日本スポーツ少年団



日本スポーツ少年団制定国旗

日本スポーツ少年団旗



掲揚用 1400mm × 2100mm ・ 1200mm × 1800mm

都道府県スポーツ少年団旗



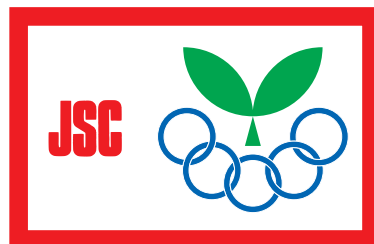
行進用 1000mm × 1500mm, 掲揚用 1400mm × 2100mm

市区町村スポーツ少年団旗



行進・掲揚用 850mm × 1250mm

単位団旗

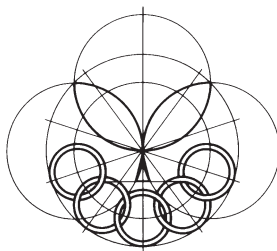


500mm × 750mm

日本スポーツ少年団
シンボルマーク



柴田恵美子さん(当時山口県通生中学校)のデザインによるもので、1962年(昭和37年)6月23日のスポーツ少年団創立記念日に応募総数2062通の中から選ばれ採用が決定しました。若葉は伸びる少年を、五輪はスポーツと連帯を象徴しています。



色指定：
五輪青100%+赤60%、
若葉青100%+黄100%

日本スポーツ少年団
ニックネーム・アイキャッチャー



もくじ

■はじめに	2
I. スポーツ少年団の活動	
1. スポーツ少年団の創設とその意義	3
2. スポーツ少年団の特色	4
3. スポーツ少年団の歩みとこれから	5
4. スポーツ少年団におけるスポーツ活動	8
5. スポーツ少年団のタイプ	9
6. スポーツ少年団の活動分野	10
II. スポーツ少年団の組織と運営	
1. スポーツ少年団の組織と登録	13
2. 単位スポーツ少年団から日本スポーツ少年団まで	15
3. 指導者とリーダーの役割と育成 〔スポーツ界における暴力行為根絶宣言〕	16 20
III. 育成母集団の役割と活動	
1. 育成母集団とは	24
2. 育成母集団の役割	24
3. 育成母集団のつくり方と運営	26
IV. 地域とスポーツ少年団	
1. 地域社会とは	28
2. 地域に認められるスポーツ少年団活動	28
3. 他の団体との連携	29
4. 子どもの居場所としてのスポーツ少年団	31
5. 地域づくりとスポーツ少年団活動	32
V. 地域スポーツクラブとしての発展	
1. 総合型地域スポーツクラブの公共性	33
2. 総合型地域スポーツクラブとの協働	34
3. 総合型地域スポーツクラブとの連携・協力	34
4. 子どもに寄り添った単位団運営	35
5. 総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団	35
VI. 加入する方のための Q&A	
1. 団員の皆さんへ	38
2. 指導者の皆さんへ	39
3. 育成母集団の皆さんへ	40
○スポーツ少年団の登録状況	41
○日本スポーツ少年団登録認定資料	43
○単位スポーツ少年団規約の参考例	44
○育成母集団規約の参考例	46
○広報・出版・ビデオ一覧	47
○都道府県スポーツ少年団一覧	52

はじめに

日本スポーツ少年団は、昭和 37 年（1962 年）に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に創設され、平成 24 年（2012 年）に創設 50 周年を迎えました。現在、団数約 3 万 4 千団、団員数約 74 万人を擁する日本で最大の青少年スポーツ団体として成長しています。

このことは、ひとえに組織の整備、単位スポーツ少年団結成の促進、活動の充実など、指導者を中心とした多くの関係者のたゆまぬご尽力の成果であります。

本書はスポーツ少年団創設時にスポーツ少年団結成の手引きとして作成して以来改訂を重ね、平成 12 年にはそれまで別途作成していた育成母集団研修用テキストと合本した形態で発行し、各種研修会の教材としても利用されてまいりました。

平成 18 年に大幅な改訂を行い、より簡単で、わかりやすい説明を心がけ、これからスポーツ少年団にかかわる方が理解し易い内容とすることを重視し、作成いたしました。

また、地域とスポーツ少年団の関係や総合型地域スポーツクラブに関する章も掲載しておりますので、今後のスポーツ少年団の発展のために、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

なお、本書が指導者研修や育成母集団研修などにおけるテキストとしての活用に留まらず、地域の方々にスポーツ少年団を PR する機会にもご利用いただき、スポーツ少年団が多くの方々に、より一層理解されることを願っております。

I スポーツ少年団の活動

1. スポーツ少年団の創設とその意義

昭和 37 年 6 月 23 日、日本スポーツ少年団は、日本体育協会創立 50 周年の記念事業として創設されました。

その願いは「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを！」「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会の中に！」というものでした。

当時は産業の機械化・近代化が急激に進み、これに伴う消費文化の浸透などによって、物質的には豊かな生活が送れるようになった反面、人々のこころやからだに大きな問題が起きてきました。

とりわけ子どもたちへの影響は大きく、からだを動かすことが少なくなったことによる体力の低下や、地域社会の崩壊による子ども集団の消失が進むとともに、少年犯罪の増加・低年齢化といった問題も顕著になり始めていました。

こうした中、子どもたちに地域を基盤としたスポーツの場を提供することにより、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、それによって子どもたちを健全に育成しようと、スポーツ少年団の結成が全国に呼びかけられました。

創設当時の団数は 22 団、団員数は 753 人という小さな団体でしたが、スポーツ少年団が掲げた「スポーツによる青少年の健全育成」という目的の実現へ向けた動きと、東京オリンピック（1964 年 10 月）を 2 年後に控え国民各層のスポーツへの関心とが相まって、大きな反響を巻き起こし、単位スポーツ少年団（以下単位団）、団員、指導者がその後急激に増加していきました。

本来、発育発達期にある子どもたちにとって、スポーツを継続的に行うことは非常に大切なことです。スポーツを正しく実践することによって、精神的にも身体的にも望ましい効果が期待できます。

また、将来に向かって伸びていこうとする子どもたちは、どんな環境にあっても自分を見失わず、力強く生きぬく力を持つことが必要です。

そして、その力を養う機会、つまり子どもたちが自らの力を育てるための場合は、生活と結びついた地域社会の中で、子どもたちの集団による社会活動の場以外にありません。

そして、スポーツこそ、その原動力となるのです。ここに、スポーツ少年団存在の意義があります。

2. スポーツ少年団の特色

地域における子どもたちの活動には、さまざまな団体が「青少年の健全育成」という同じ目的をもって活動しています。そうした中であって、例えばボーイスカウトやガールスカウトが奉仕活動を通じたスカウト活動であるように、スポーツ少年団は、スポーツを通じた活動が主体となっている点に、その特色があります。

スポーツ少年団とはどんな団体なのかを整理してみると、次の5つの要素があります。

- ①だれが＝子どもたちが
- ②いつ＝自由時間に
- ③どこで＝地域社会で
- ④なにを＝幅広いスポーツ活動を
- ⑤どのようにして＝グループ活動で行っている集団です。

スポーツ少年団の活動は、学校時間や家庭時間を除く自由時間に行い、活動拠点は学校内ではなく、地域社会の中にあります。また、スポーツ少年団の主活動であるスポーツ活動は競技スポーツばかりではなく、発育発達段階を考慮したスポーツ活動のほか、学習活動、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、文化活動など幅広く捉えています（→P.10）。こころもからだも大きな成長変化を遂げる時期には、このような多様なプログラムが必要です。そして、このような活動は、異年齢集団の特長を生かしながら、みんなで役割を分担し合い、自主・自立的に行うことが重要です。

3. スポーツ少年団の歩みとこれから

平成 24 年 6 月 23 日にスポーツ少年団は創設 50 周年を迎えましたが、これまでの過程が決して平坦だったわけではありません。

結成時代の昭和 37 年の創設から昭和 47 年までの 11 年間は単位団の結成や団員の加入促進など、スポーツ少年団を内外に知らしめる啓発の期間でもありました。

基礎建設期の昭和 48 年から昭和 57 年までの 10 年間は活動の活発化のため、国際交流事業の日独スポーツ少年団同時交流を昭和 49 年に開始しました。さらに名実ともに自立した組織を確立するため、昭和 51 年に有料登録制を導入し、昭和 52 年には初めて、単位団の支援組織として育成母集団（→ P.24）の結成が打ち出されました。また、平成 7 年の登録料改訂を機に更なる組織の充実と発展を目指し、現在のスポーツ少年団組織の基盤が確立されてきました。

しかしながら、社会情勢の大きな変化の中、青少年を取り巻くスポーツや遊びの環境も大きく変化し、スポーツ少年団の活動にも様々な問題や課題が生じてきました。これを受け、日本スポーツ少年団では、これからのスポーツ少年団のあり方について検討を重ね、また、各関係機関からの意見も踏まえ、平成 21 年 6 月に「スポーツ少年団の将来像」を策定いたしました。日本の青少年スポーツ事情を踏まえた上で、近未来ではなくその先を見据え、また、理念の新たな視点として「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」を加えるなど（→ P.28）、スポーツ少年団が進むべき方向性について示しています（次頁抜粋掲載）。

今後は、この「スポーツ少年団の将来像」を踏まえ、各スポーツ少年団との連携を一層緊密に図りつつ、様々な課題に対応していくこととしています。

（スポーツ少年団の理念）

- ・一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する
- ・スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- ・スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

■スポーツ少年団の将来像―抜粋―

今後の取り組みの方向性と活動目標

(1) 子どもたちのからだところを育てる

(2) 子どもたちや地域社会のニーズに応える組織の構築

①子どもたちのニーズに応える組織

- ・子どもたちの年齢や能力を考慮した様々なスポーツニーズに応えられる組織として再構築

②地域社会から期待され青少年の健全育成に貢献する組織の確立

- ・地域の子どもや保護者にとって、気楽に参加できる環境や活動内容が整備された団体としての構築

a. 幼児期から青少年期までのスポーツを担う団体

- ・幼児期の子どもたちに運動することの楽しさ、喜びを伝え、小学生の時にストレスなくスポーツ活動に取り組んでいける環境づくり
- ・中高校生になってもスポーツ活動を継続できる環境づくり

b. 地域社会からの認知度の向上

- ・子どもからお年寄りまで地域住民と一体となった内容を展開することで地域との良好な関係の構築

c. 地域における育成母集団の役割の拡大

- ・スポーツ少年団と地域を結ぶパイプ役としての役割
- ・指導者と連携した団運営

③地域スポーツクラブとしての発展

- ・幼児から高校生まで、そしてその保護者までも対象として加え、動きづくりや楽しむスポーツから競技スポーツまでといった、幅広い活動の受皿となるスポーツ少年団の再構築
- ・総合型地域スポーツクラブとの連携・協力

(3) 活動の更なる充実に向けて

①多様な運動プログラムの提供と運動適性テストの活用

- ・主となるスポーツ活動だけではなく、移動系・操作系・平衡系の動作など様々な動きを含む多彩な運動プログラムの実施や様々なスポーツの経験の促進
- ・運動適性テスト実施の向上及び結果に対する評価・活用の充実

	②勝利至上主義偏重からの脱却 ・スポーツの楽しさ、素晴らしさを追求することの再確認 ③団員の加入率アップと中高校生のスポーツ活動の促進 ・未加入の子どもたちが加入したくなる種目を取り入れることや志向あるいは活動の仕方が違う部門を設けるといった工夫をして、地域に向けての窓口や受け皿の拡大 ・スポーツ活動ができなくなった中高校生や地域の中で継続的にスポーツ活動を行いたいと願う子どもの期待に応えるとともに、積極的に加入を呼びかけるなど、地域スポーツクラブとしての発展																
	(4) 各種事業の展開 ①指導者・リーダーの資質向上事業の充実 ・スポーツの楽しさ、素晴らしさを多くの子どもたちに伝えるために、全ての指導者が資格を有することを目指す ・中高校生の活動の中でリーダーとして活躍できる人材育成の更なる推進 ②国内・国際交流活動を通じた国際人の育成事業の推進 <table border="1" data-bbox="344 845 1024 1260"> <tr> <td data-bbox="344 845 369 917">a.</td><td data-bbox="369 845 1024 917">国内交流活動の一層の促進</td></tr> <tr> <td></td><td>・各級スポーツ少年団レベルでの交流活動を一層促進</td></tr> <tr> <td data-bbox="344 917 369 1029">b.</td><td data-bbox="369 917 1024 1029">日独交流の更なる発展</td></tr> <tr> <td></td><td>・継続発展させるための方策を検討し、事業の更なる発展を図る</td></tr> <tr> <td data-bbox="344 1029 369 1109">c.</td><td data-bbox="369 1029 1024 1109">アジア諸国との交流促進</td></tr> <tr> <td></td><td>・アジア諸国とも交流の機会を増やす方策の継続検討</td></tr> <tr> <td data-bbox="344 1109 369 1260">d.</td><td data-bbox="369 1109 1024 1260">全国各地の国際交流を支援</td></tr> <tr> <td></td><td>・全国各地で国際交流の芽を育てているスポーツ少年団やこれから新たに国際交流を開始しようとするスポーツ少年団に対する支援案を検討</td></tr> </table>	a.	国内交流活動の一層の促進		・各級スポーツ少年団レベルでの交流活動を一層促進	b.	日独交流の更なる発展		・継続発展させるための方策を検討し、事業の更なる発展を図る	c.	アジア諸国との交流促進		・アジア諸国とも交流の機会を増やす方策の継続検討	d.	全国各地の国際交流を支援		・全国各地で国際交流の芽を育てているスポーツ少年団やこれから新たに国際交流を開始しようとするスポーツ少年団に対する支援案を検討
a.	国内交流活動の一層の促進																
	・各級スポーツ少年団レベルでの交流活動を一層促進																
b.	日独交流の更なる発展																
	・継続発展させるための方策を検討し、事業の更なる発展を図る																
c.	アジア諸国との交流促進																
	・アジア諸国とも交流の機会を増やす方策の継続検討																
d.	全国各地の国際交流を支援																
	・全国各地で国際交流の芽を育てているスポーツ少年団やこれから新たに国際交流を開始しようとするスポーツ少年団に対する支援案を検討																

「スポーツ少年団の将来像」全文については、日本体育協会のホームページ (<http://www.japan-sports.or.jp/club/tabid/302/Default.aspx>) にてご覧いただけます。

4. スポーツ少年団におけるスポーツ活動

本来、ジュニアスポーツは身体運動をともなった遊びであるといわれています。遊びは誰からも指示されるものではありませんから、そこには自由な遊びと楽しさがあります。自主的な子どもの遊びの中では、いつの間にかそれぞれの発育発達に応じて子ども自身が身体を動かし、理想的な身体運動が展開されています。しかもその活動は自律的で自由な遊びですから、そこから生まれる喜びや楽しさが新たな感動を呼び起こし、さらには協調性や創造性など、生きる上で基本となる豊かな情操を養うなどの素晴らしい効果を発揮するのです。概して集団遊びの体験が少ない子どもの中には、社会のルールを守る態度が身につかず、社会生活への適応が困難な子どもが多いといわれています。遊びを通してルールを学び、相手を思いやる心を養うなどの相互教育作用が生まれ、良き社会人への成長に結びついていくのです。

最近では、幼児期の子どもたちの中にも、真っ直ぐに走れないとか、でんぐり返しができないといった事例が見られるようになりました。これは、昔に比べ外遊びや集団遊びなどをしなくなったため、自然に身につくはずの「走る・投げる・跳ぶ・転がる・滑る」といった基礎的動作が上手にできなくなったことが原因と考えられています。

産業の発達や社会構造の変化などによって、子どもたちを取り巻くスポーツ環境が変化するとともに、食生活や遊びの変化などによって子ども自身のこころとからだにも広範な影響が現れてきています。そして、一部では、大人がスポーツを管理するようになり、大人の感覚で子どもたちを競技のみに走らせ、過激な動きを求めるようになったことが原因で、スポーツ障害を起こす子どもも出ています。

このような弊害をなくし、スポーツ少年団の目的である「スポーツによる青少年の健全育成」のためには、つねにこころとからだの発育発達に十分配慮した活動プログラムでなくてはなりません。

日本スポーツ少年団では子どものスポーツ活動の基本を次のように考えています。

- ①自主的で自発的な活動であること。
- ②真剣な取り組みや厳しさは、子ども自身が目指すものであって、指導者や保護者、マスコミ等から決して強制されることのない活動であること。
- ③個人的にも集団としても、楽しく魅力ある活動であること。
- ④生涯スポーツの基礎をつくる活動であること。
- ⑤身体的、精神的に無理がなく、意欲をもって参加できる活動であること。

単位団活動の目安としては、1日2～3時間程度、1週間に2、3回が無理のない活動といえるでしょう。

5. スポーツ少年団のタイプ

スポーツ少年団活動には3つのタイプがあります。

第1は年間を通して野球、剣道、サッカー、バレーボールなど、ひとつの種目を行う**単一種目型**です。

第2は年間を通して数種目を指導者や会場の都合、季節や性別、年齢別などに分けて行う**併行種目型**です。

第3は年間を通していろいろな種目を行う**複合種目型**です。

併行種目型と複合種目型を合わせて**多種目型**と呼びます。

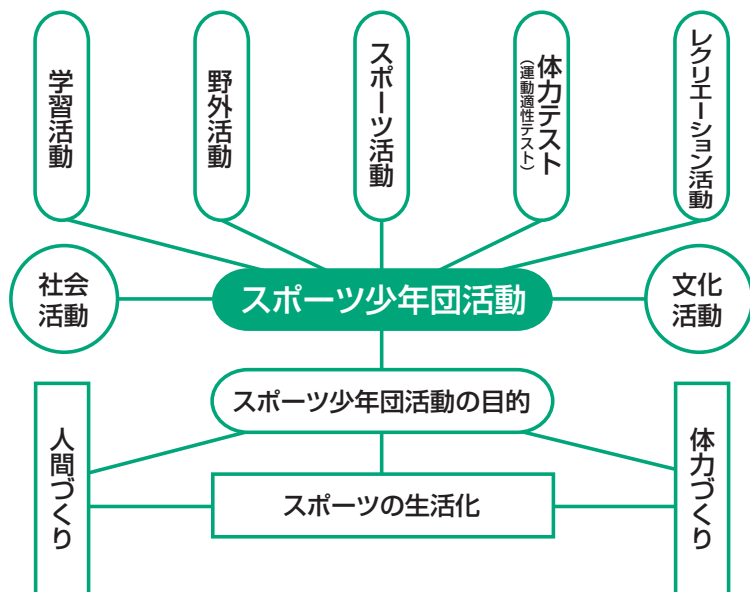
ジュニア期に様々な種目を体験することは、生涯スポーツの基礎を身につけるうえで大切なことです。いずれのタイプでも、幅広い活動が好ましいことに変わりありません。

6. スポーツ少年団の活動分野

スポーツ少年団の活動は、対象となる団員の多くが小学生で、こころとからだの発達が急激に進むときです。そのため、日本スポーツ少年団では、単位団活動の内容として、主となるスポーツ活動だけでなく、文化・学習活動や社会活動など、幅広い活動を展開することがよりふさわしいと考えています。日本スポーツ少年団では、スポーツ少年団の活動分野を下図のように示しています。特にスポーツ少年団活動が人間形成を大きな柱にしていることから、いずれの分野も欠かすことができない大切なものであることを認識しなければなりません。

したがって単位団の活動は、しっかりした目標に沿って年間、月間の計画が作成され、団員たちが無理なく、また目標を持って活動に参加できるようにすることが求められます。

■スポーツ少年団の活動分野



<主となるスポーツ活動>

年間活動の中心となる活動です。しかし、ひとつの種目だけを1年間行うのは、体力や技術面からも良い効果は得られないといわれています。主となる種目と併せて、違ったタイプの種目も体験できるように工夫しましょう。

<野外活動・レクリエーション活動>

キャンプやハイキング、オリエンテーリングなど大自然の中で伸び伸びと過ごすことは、日頃の緊張感の解放に役立つとともに、親子などで参加することによってふれあいも生まれます。

また、お楽しみ会やクリスマス会などの計画は、単位団活動のプログラムを豊かにするとともに、団員・指導者・育成母集団のまとまりを強くすることに役立ちます。

<文化・学習活動>

絵を描く、文章を書く、合唱をする、郷土芸能を覚える、スポーツの歴史やルールのお話を聞くなどの活動は、子どもたちに豊かな情操をもたらします。子どもたちがバランスのとれた大人に成長できるよう、こうした活動にも取り組みましょう。

<社会活動>

スポーツ少年団は、地域社会で活動する団体です。地域と積極的にかかわり、団員たちに地域の一員としての自覚を持たせましょう。具体的な活動としては、地域の行事への参加や美化活動、奉仕活動などがあげられます。

<体力テスト(運動適性テスト)>

運動適性テストは、日々の単位団活動の中で使用している用具のみで実施できる簡単な体力テストです。

定期的 to 実施することで、日常の単位団活動により団員の体力、運動能力がどの程度向上しているかを知ることができます。

日本スポーツ少年団ではすべての単位団の共通活動として、年に春秋2回実施することを奨励しています。(→P.38)

＜交流活動＞

活動の分野としては特に取り上げていませんが、競技種目ごとに行う交流活動と、競技種目に捉われずに行う交流活動があります。

前ページで挙げたような活動を交流活動として複数の単位団や市区町村で行うことにより、活動に変化が付き、魅力ある単位団活動を行うことができます。

■日本スポーツ少年団の主な年間主催事業

＜国内交流事業＞
全国スポーツ少年大会 ブロックスポーツ少年大会(各ブロックで開催) 全国競技別交流大会 (実施種目:軟式野球、剣道、バレーボール、サッカー、ホッケー) ブロック競技別交流大会(各ブロックで開催)
＜国際交流事業＞
日独スポーツ少年団同時交流 日独スポーツ少年団指導者交流 日中青少年スポーツ交流(団員、指導者)
＜リーダー養成事業＞
ジュニア・リーダースクール(各都道府県で開催) シニア・リーダースクール 全国スポーツ少年団リーダー連絡会 ブロックリーダー研究大会(各ブロックで開催)
＜指導者養成事業＞
スポーツ少年団認定員養成講習会(各都道府県で開催) スポーツ少年団認定育成員研修会 スポーツ少年団指導者全国研究大会 ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム

※ブロックとは、全国を9つ（北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州）に分けた地域のことを指します。

※ブロックリーダー研究大会は北海道と東北で1つのブロックとして開催。

※事業の詳細は日本体育協会ホームページにてご覧いただくことができます（→P.48）。

Ⅱ スポーツ少年団の組織と運営

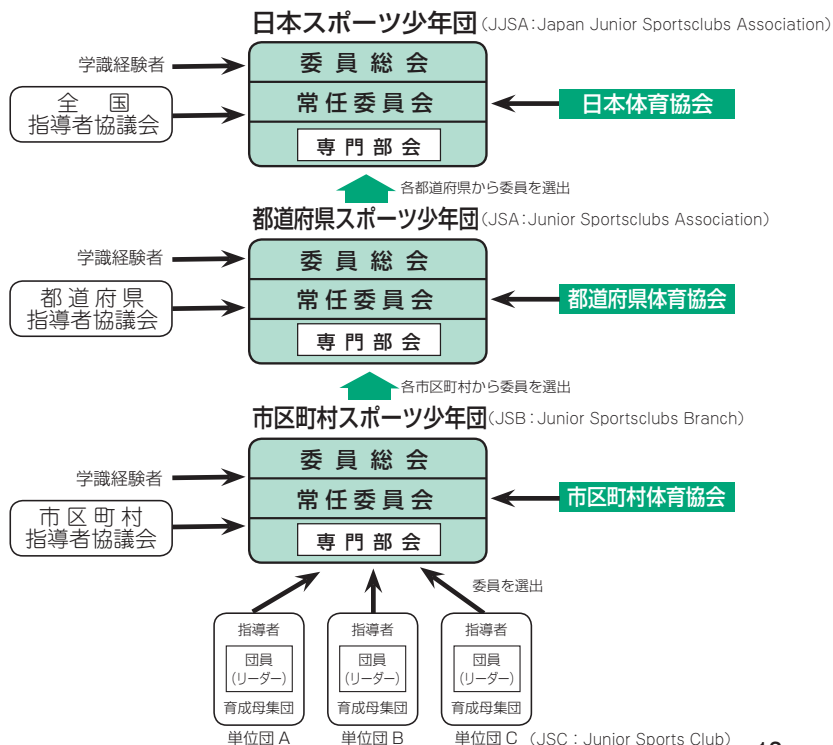
1. スポーツ少年団の組織と登録

<スポーツ少年団の組織>

スポーツ少年団は、単位スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の4つの段階で構成・運営されています。市区町村・都道府県・日本スポーツ少年団は委員会や部会を設け、直接的・間接的に単位団および団員、指導者、育成母集団を支援していて、指導者の資質向上をはかるため、指導者協議会を設置しています。

また、住民スポーツの総体である体育協会や教育委員会とも連携して、青少年の健全育成に努めています。

■スポーツ少年団の組織図



＜スポーツ少年団の登録＞

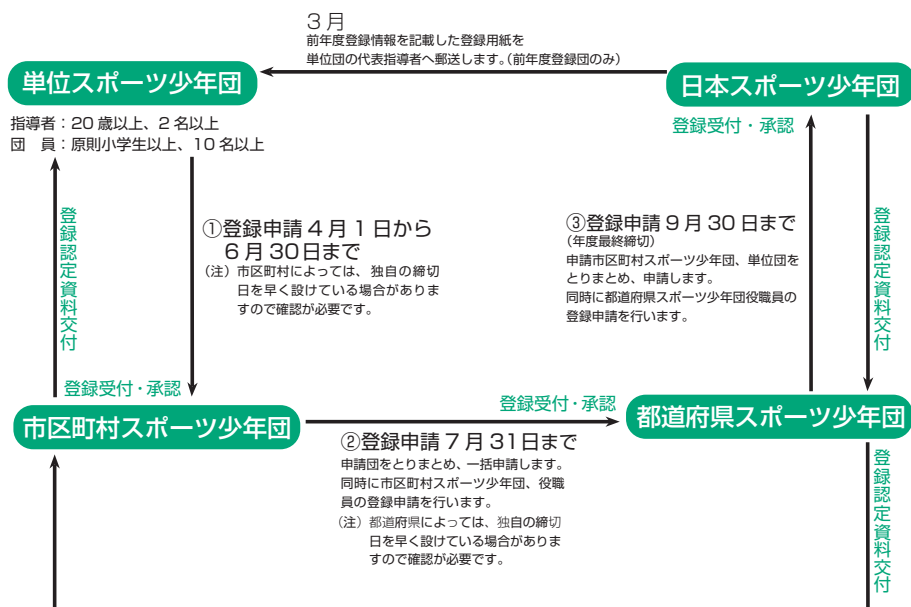
スポーツ少年団はメンバーシップ制をとっていて、単位団は年度ごとに団員、指導者の登録が必要です。市区町村スポーツ少年団に登録した単位団は、都道府県スポーツ少年団を通じて日本スポーツ少年団へ登録されます。

単位団の登録には、**団員 10 名以上と指導者 2 名以上**を必須とし、団員は原則として**小学生以上**、指導者は**20 歳以上**と定めています。なお、**指導者は少なくとも 2 名以上を有資格者としなければなりません。**(ただし新規登録の単位団の指導者は、年度内に資格を取得すればよいものとします。)

登録は所定の登録用紙に登録料を添えて、毎年 4 月から 6 月の間に所属する市区町村スポーツ少年団に申請します。最寄りの市区町村スポーツ少年団の連絡先は、日本体育協会ホームページにて検索できます(→ P.48)。

登録した単位団には登録認定資料が交付されます(→ P.43)。

■スポーツ少年団登録の流れ

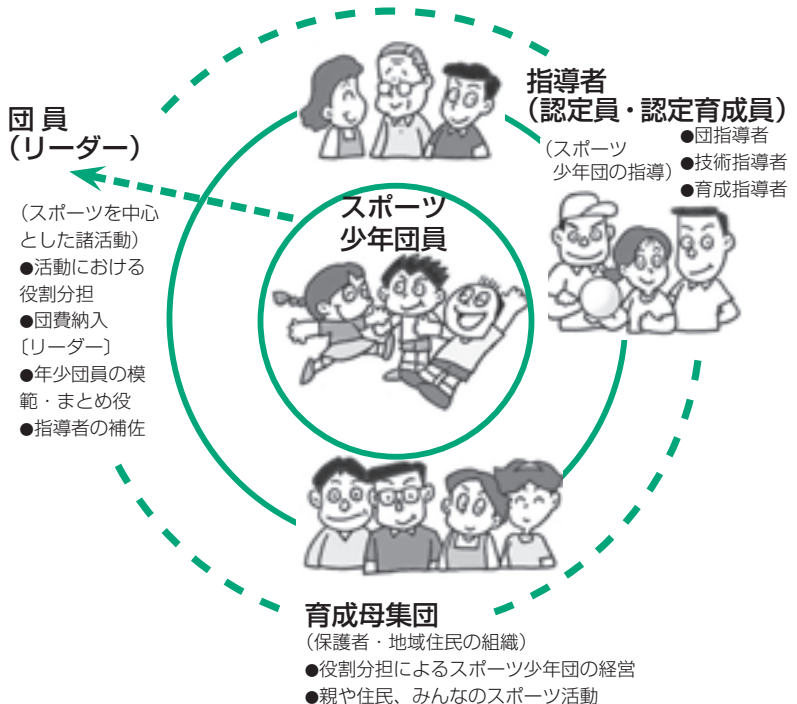


2. 単位スポーツ少年団から日本スポーツ少年団まで

＜単位スポーツ少年団＞

単位団は、自主的に参加した子どもたちと、単位団活動をより良くするために補助的な役割を果たすリーダー、適切な指導・助言で子どもたちの能力を引き出し、より良い社会人へと導くことができる指導者、地域の中で財政面、労力面、精神面にわたって単位団を支えてくれる育成母集団（→ P.24）が重要なメンバーとなり、はじめて組織と機能が確立されるのです。

■単位スポーツ少年団の組織



＜市区町村スポーツ少年団＞

地域にある単位団を集約しているのが市区町村スポーツ少年団です。単位団の団員や指導者の登録をとりまとめて都道府県スポーツ少年団へ登録申請するほか、市区町村スポーツ少年団の行事の企画・運営、新規登録団の認定や団員、指導者、育成母集団の資質向上をはかる研修事業、国際交流事業への参加、単位団活動における安全対策などを行います。

＜都道府県スポーツ少年団＞

都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団によって構成され、市区町村スポーツ少年団代表者を中心に、都道府県体育協会役員や学識経験者などで運営されています。

また、市区町村スポーツ少年団から登録申請があった単位団をまとめ、日本スポーツ少年団へ登録申請するほか、リーダー・指導者・育成母集団の育成や研修、ブロック大会・全国大会・国際交流事業への団員・リーダー・指導者の派遣、各種広報活動、表彰などを行います。

＜日本スポーツ少年団＞

日本スポーツ少年団は、登録された単位団を基盤として、市区町村・都道府県スポーツ少年団で構成された組織で、公益財団法人日本体育協会の内部組織となっています。

（主な事業は P.12 参照）

3. 指導者とリーダーの役割と育成

スポーツ少年団の指導者及びリーダーは、安全で魅力ある単位団活動を推進する上で大変重要な役割を担っています。そのため、それぞれの立場で活躍するためには、単にスポーツ実技指導ができるにとどまらず、人格や識見、豊富な知識や能力が求められます。

＜指導者＞

精神的にも肉体的にも未成熟な子どもたちのスポーツ活動には、適

切な指導・助言が重要です。一人の指導者がすべての運営・指導を行うのには限界があり、安全で効果的な指導を行うことはできません。そこで、複数の指導者が①団の運営を担当する人、②専門技術を指導する人、③地域との協力（広報活動等）や資金確保をする人、などに役割を分担することが必要です。

運営・指導上特に重要なことは、子どもの発育発達には大きな個人差があること、外見的な成長の様子と内面的な成熟の度合は必ずしも同じではないことを十分に理解することです。

それゆえ、一人ひとりの子どもの今ある姿を受けとめる指導者の姿勢が重要になります。

他にもスポーツ少年団の育成にかかわる指導者は次の点に留意する必要があります。

- ①発育発達期のスポーツ活動は、生涯スポーツの基礎づくりの活動であることを常に認識しましょう。
- ②それぞれの発育発達段階に応じ、機能的・生理的・心理的な面を考慮した活動の質・量をつねに考え、無理な活動は避けましょう。
- ③一人ひとりに運動やスポーツの楽しさを十分体得させましょう。
- ④単一のスポーツ活動のみに限らないようにしましょう。
- ⑤指導内容に十分な工夫と豊かなアイデアを持ちましょう。
- ⑥管理することだけに集中せず、子どもたちの自主的・自発的活動を促し支えましょう。
- ⑦指導者自身の経験と勘に頼った指導ではなく、広い視野と科学的根拠を持った指導を心がけましょう。
- ⑧勝利だけにこだわらず、活動の過程を大事にしましょう。
- ⑨仲間意識と思いやりを育てましょう。
- ⑩学校・家庭・地域社会などとの連携を深めましょう。

そしてこうした指導は、たとえボランティアであっても子どもを指導する立場である以上、法的・社会的責任を負います。そのため指導者は、つねに研鑽を重ね、自分自身の資質の向上に努めなければなりません。「日本スポーツ少年団指導者制度」に定める「スポーツ少年団認定員」や「スポーツ少年団認定育成員」の資格を全ての指導者が取得することが求められます（→ P.19）。

<リーダー>

スポーツ少年団では、単位団活動をしながらか年少団員のまとめ役や指導者の補助的な存在となる団員をリーダーと呼んでいます。単位団の継続・発展に欠かせないのがリーダーの存在です。単に指導者の補助的存在としてだけではなく、指導者の方針にしたがって、団員の気持ちを理解してグループをまとめ、さらに目標に向かってグループを前進させる役割は大きなものがあり、場合によっては指導者以上の効果を発揮することもあります。

このように、リーダーの役割はスポーツ少年団では重要なもので、「スポーツ少年団リーダー制度」としても確立されており、資質と能力の向上をはかるためのリーダー養成事業（ジュニア・リーダースクール、シニア・リーダースクール）も行われています。

小学校の卒業を契機に単位団活動をやめてしまう団員が多いのが現状ですが、スポーツ少年団では中・高校生が地域で活動することも前提としています。中・高校生の継続した単位団活動と並行して、リーダーの養成スクールへの参加を通じ、補助指導することの楽しさや素晴らしさを理解することは大変重要です（→P.19）。

そのためにも、中・高校生が単位団活動に参加できるよう、小学校卒業と同時に進行されている事例が多い「卒団式」「退団式」は、やめたいものです。

リーダーを育てるためには、指導者の補助的な活動の他に、各単位団で活動するリーダーが、地域や市区町村の規模で集まり、リーダー会をつくってリーダー自身の資質の向上を図ったり、情報交換を行うなど、活動を深めることも大切です。各都道府県にはリーダー会組織が発足し、全国的な集まりとして資質向上とネットワーク作りを主眼とした全国スポーツ少年団リーダー連絡会も開催されています。さらに将来、指導者になるための資質を高めるために、国際的な交流（日独スポーツ少年団同時交流等）も行われています。

<指導者・リーダー資格について>

スポーツ少年団では登録指導者・団員を対象に、指導者・リーダーとしての資質と技能の向上を目的にそれぞれ資格を設けています。資格に関する詳細な情報は、日本体育協会ホームページでもご覧いただけます(→P.48)。

■指導者を対象とした資格

名称	スポーツ少年団認定員	スポーツ少年団認定育成員
役割	地域における単位団活動の中心的指導者として指導・運営にあたる	単位団指導者の中核であるとともに、市区町村・都道府県スポーツ少年団の組織指導者として、活動の活性化をはかる
資格取得方法	都道府県スポーツ少年団が実施するスポーツ少年団認定員養成講習会を修了する 日本体育協会公認スポーツ指導者資格保有者(スポーツドクター・スポーツデンティストを除く)については、市区町村スポーツ少年団より推薦を受けた者に対して、都道府県スポーツ少年団が認定	日本体育協会公認「スポーツリーダー」を除く、日本体育協会公認スポーツ指導者資格保有者の内、都道府県スポーツ少年団より推薦を受けた者に対して、日本スポーツ少年団が認定
有効期限	スポーツ少年団に登録している限り有効	4年間(所定の研修会参加により更新) ただし、有効期限内であっても、スポーツ少年団に登録しなかった時点で失効となる

※公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度の詳細については日本体育協会ホームページ(<http://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid/631Default.aspx>)をご覧ください。

※スポーツ少年団認定員養成講習会の開催日程については、所属する都道府県スポーツ少年団へお問い合わせください(→P.52)。

■団員(リーダー)を対象とした資格

名称	ジュニア・リーダー	シニア・リーダー
対象	小学校5年生以上中学生までの者	義務教育を終了した20歳未満のジュニア・リーダーまたは、ジュニア・リーダー認定資格者に準ずる者
役割	単位団において団員の模範となって活動する	単位団およびリーダー会において模範となって活動する
資格取得方法	都道府県スポーツ少年団が開催するジュニア・リーダースクールを修了する	日本スポーツ少年団が開催するシニア・リーダースクール及び通信研修課題を修了する
有効期限	スポーツ少年団に登録している限り有効	スポーツ少年団に登録している限り有効
への移行資格	なし	シニア・リーダー資格取得後20歳まで活動を継続した場合、指導者登録を行い市区町村スポーツ少年団の推薦を受け、都道府県スポーツ少年団に認められれば、スポーツ少年団認定員に資格を移行できる

※ジュニア・リーダースクールの開催日程については、所属する都道府県スポーツ少年団にお問い合わせください(→P.52)。

〔スポーツ界における暴力行為根絶宣言〕

本宣言は、スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっている今日、スポーツの意義や価値を再確認するとともに、我が国におけるスポーツ界から暴力行為を根絶するという強固な意志を表明するものである。

スポーツは私たち人類が生み出した貴重な文化である。それは自発的な運動の楽しみを基調とし、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆(きずな)を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成する。

殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツの価値を否定し、私たちのスポーツそのものを危機にさらす。フェアプレーの精神やヒューマンティーの尊重を根幹とするスポーツの価値とそれらを否定する暴力とは、互いに相いれないものである。暴力行為はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない。

しかしながら、極めて残念なことではあるが、我が国のスポーツ界においては、暴力行為が根絶されているとは言い難い現実がある。女子柔道界における指導者による選手への暴力行為が顕在化し、また、学校における運動部活動の場でも、指導者によって暴力行為を受けた高校生が自ら命を絶つという痛ましい事件が起こった。勝利を追求し過ぎる余り、暴力行為を厳しい指導として正当化するような誤った考えは、自発的かつ主体的な営みであるスポーツとその価値に相反するものである。

今こそ、スポーツ界は、スポーツの本質的な意義や価値に立ち返り、スポーツの品位とスポーツ界への信頼を回復するため、ここに、あらゆる暴力行為の根絶に向けた決意を表明する。

宣 言

現代社会において、スポーツは「する」、「みる」、「支える」などの観点から、多くの人々に親しまれている。さらに 21 世紀のスポーツは、一層重要な使命を担っている。それは、人と人との絆(きずな)を培うスポーツが、人種や思想、信条などの異なる人々が暮らす地域において、公正で豊かな生活の創造に貢献することである。また、身体活動の経験を通して共感の能力を育み、環境や他者への理解を深める機会を提供するスポーツは、環境と共生の時代を生きる現代社会において、私たちの

ライフスタイルの創造に大きく貢献することができる。さらに、フェアプレーの精神やヒューマンティーの尊重を根幹とするスポーツは、何よりも平和と友好に満ちた世界を築くことに強い力を発揮することができる。

しかしながら、我が国のスポーツ界においては、スポーツの価値を著しく冒瀆(ぼうとく)し、スポーツの使命を破壊する暴力行為が顕在化している現実がある。暴力行為がスポーツを行う者の人権を侵害し、スポーツ愛好者を減少させ、さらにはスポーツの透明性、公正さや公平をむしばむことは自明である。スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツを行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為である。

私たちの愛するスポーツを守り、これからのスポーツのあるべき姿を構築していくためには、スポーツ界における暴力行為を根絶しなければならない。指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織は、スポーツの価値を守り、21世紀のスポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。このことに鑑み、スポーツ界における暴力行為根絶を以下のように宣言する。

一．指導者

- 指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。
- 指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。
- 指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。
- 指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

二．スポーツを行う者

- スポーツを行う者、とりわけアスリートは、スポーツの価値を自覚し、それを尊重し、表現することによって、人々に喜びや夢、感動を届ける自立的な存在であり、自らがスポーツという世界共通の人類の文化

を体現する者であることを自覚する。

- スポーツを行う者は、いかなる暴力行為も行わず、また黙認せず、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーの精神でスポーツ活動の場から暴力行為の根絶に努める。

三．スポーツ団体及び組織

- スポーツ団体及び組織は、スポーツの文化的価値や使命を認識し、スポーツを行う者の権利・利益の保護、さらには、心身の健全育成及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む責務がある。そのため、スポーツにおける暴力行為が、スポーツを行う者の権利・利益の侵害であることを自覚する。
- スポーツ団体及び組織は、運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組むことによって暴力行為の根絶に努める。そのため、スポーツ団体や組織における暴力行為の実態把握や原因分析を行い、組織運営の在り方や暴力行為を根絶するためのガイドライン及び教育プログラム等の策定、相談窓口の設置などの体制を整備する。

スポーツは、青少年の教育、人々の心身の健康の保持増進や生きがいの創出、さらには地域の交流の促進など、人々が健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。また、オリンピック・パラリンピックに代表される世界的な競技大会の隆盛は、スポーツを通した国際平和や人々の交流の可能性を示している。さらに、オリンピック憲章では、スポーツを行うことは人権の一つであり、フェアプレーの精神に基づく相互理解を通して、いかなる暴力も認めないことが宣言されている。

しかしながら、我が国では、これまでスポーツ活動の場において、暴力行為が存在していた。時と場合によっては、暴力行為が暗黙裏に容認される傾向が存在していたことも否定できない。これまでのスポーツ指導で、ともすれば厳しい指導の下暴力行為が行われていたという事実を真摯に受け止め、指導者はスポーツを行う者の主体的な活動を後押しする重要性を認識し、提示したトレーニング方法が、どのような目的を持ち、どのような効果をもたらすのかについて十分に説明し、スポーツを行う者が自主的にスポーツに取り組めるよう努めなければならない。

したがって、本宣言を通して、我が国の指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織が一体となって、改めて、暴力行為根絶に向けて取り組む必要がある。

スポーツの未来を担うのは、現代を生きる私たちである。こうした自覚の下にスポーツに携わる者は、スポーツの持つ価値を著しく侵害する暴力行為を根絶し、世界共通の人類の文化であるスポーツの伝道者となることが求められる。

おわりに

これまで、我が国のスポーツ界において、暴力行為を根絶しようとする取組が行われなかったわけではない。しかし、それらの取組が十分であったとは言い難い。本宣言は、これまでの強い反省に立ち、我が国のスポーツ界が抱えてきた暴力行為の事実を直視し、強固な意志を持って、いかなる暴力行為とも決別する決意を示すものである。

本宣言は、これまで、あらゆるスポーツ活動の場において、暴力行為からスポーツを行う者を守り、スポーツ界の充実・発展に尽力してきた全てのスポーツ関係者に心より敬意を表するとともに、それらのスポーツ関係者と共に、スポーツを愛し、豊かに育んでいこうとするスポーツへの熱い思いを受け継ぐものである。そして、スポーツを愛する多くの人々とともに、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟は、暴力行為の根絶が、スポーツを愛し、その価値を享受する者が担うべき重要な責務であることを認識し、スポーツ界におけるあらゆる暴力行為の根絶に取り組むことをここに宣言した。

この決意を実現するためには、本宣言をスポーツに関係する諸団体及び組織はもとより、広くスポーツ愛好者に周知するとともに、スポーツ諸団体及び組織は、暴力行為根絶の達成に向けた具体的な計画を早期に策定し、継続的な実行に努めなければならない。

また、今後、国際オリンピック委員会をはじめ世界の関係諸団体及び組織とも連携協力し、グローバルな広がりを展望しつつ、スポーツ界における暴力行為根絶の達成に努めることが求められる。

さらに、こうした努力が継続され、結実されるためには、我が国の政府及び公的諸機関等が、これまでの取組の上に、本宣言の喫緊性、重要性を理解し、スポーツ界における暴力行為根絶に向けて、一層積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、スポーツ活動の場で起きた数々の痛ましい事件を今一度想起するとともに、スポーツ界における暴力行為を許さない強固な意志を示し、あらゆる暴力行為の根絶を通して、スポーツをあまねく人々に共有される文化として発展させていくことをここに誓う。

平成 25 年 4 月 25 日
公益財団法人日本体育協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本障害者スポーツ協会
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本中学校体育連盟

Ⅲ 育成母集団の役割と活動

1. 育成母集団とは

育成母集団という名称は、日本スポーツ少年団が独自に使用している名称ですが、単位団活動を支える“母体となる集団”という意味で、母親たちの集団ということではありません。スポーツ少年団は、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる地域クラブを目指して活動する団体ですから、単に子どもたちだけの集団ではなく、やがては大人も含めた地域集団の形成を目標としています。

したがって育成母集団は、子どもたちを財政面・労力面・精神面で支援するばかりでなく、地域に住むすべての大人自身もスポーツや文化活動を楽しむことができるシステムを地域に形成しようとする、極めて重要な意味と役割をもっているのです。

2. 育成母集団の役割

<スポーツ少年団に対する支援、協力活動>

①財政面での支援活動

- (例)・単位団で共通に使用する用具や器材の購入支援
- ・各種行事開催に必要な財政支援
- ・安全保険加入への支援

②労力面での支援活動

- (例)・キャンプなど野外活動の引率や生活指導の協力
- ・スポーツ活動への参加
- ・各種交流活動への派遣や受入事業への支援

③精神面での支援活動

- (例)・単位団活動活性化のための会議開催とプログラムの提供
- ・自己研修のための講習や研修の開催、派遣
- ・情報の収集

④指導者の発掘と指導者やリーダー養成・研修への支援

- (例)・単位団指導者の人材発掘
- ・指導者やリーダーの養成・研修会への派遣支援

⑤安全面での配慮

- (例) ・栄養、生活習慣など日常生活への配慮
- ・発育発達に応じた適正なスポーツ活動への配慮
- ・事故への応急処置などの学習

＜スポーツ少年団活動への理解を広め、加入促進をはかる活動＞

①スポーツ少年団活動への理解を広めるための活動

- (例) ・町内会、PTA、子ども会など各種団体への理解を広める活動
- ・学校や公民館、各種施設への理解を広める活動
- ・単位団のホームページ作成などの広報活動

②スポーツ少年団への加入促進活動

- (例) ・未加入の子どもへ加入の働きかけ
- ・未組織地域へ加入の働きかけ
- ・団員募集のポスター、チラシ配布やインターネットを利用しての働きかけ、マスコミへの広報活動

＜育成母集団自身のスポーツや文化活動＞

- (例) ・スポーツ、文化活動種目のアンケート調査
- ・アンケート調査に応じた種目や科目別グループの形成
- ・育成母集団の親睦スポーツ交流の企画や実施
- ・育成母集団、指導者、団員の合同スポーツ大会やレクリエーション大会の企画や実施

＜育成母集団活動への理解を広め、仲間を増やす活動＞

- (例) ・地域内で理解を広めるための研修、講習会の企画や開催
- ・活動内容別グループの拡大
- ・総合型地域スポーツクラブへの発展

3. 育成母集団のつくり方と運営

育成母集団のつくり方や運営方法は、基本的にはPTAなどの組織と同じです。

どのような団体でも、最初は育成母集団規約の参考例（→P.46）にあるように目的や組織（誰を会員の対象者とするか）、役員とその選び方や任期、会議と決定のしかた、会費と会計などを文章にして、公平で平等の原則をお互いに確認することからはじめます。

このような規約（会則）は、日常的には常識で運営できることですが、毎年総会で確認しあっておくことが大切です。

- ①会員は、団員の保護者、スポーツや青少年活動に理解のある方、町内会や商店会などスポンサー的な理解者、元団員や元保護者などの経験者などで構成するといいいでしょう。
- ②役員の名称や役割分担は、分かりやすい名称で、無理のない人数で始めます。いずれ組織が大きくなり、活動も充実したら規約を改正して、適切な役割をつくるといいいでしょう。
- ③会費は、どのような活動をどれだけするかで決まります。一人いくらという決め方が一般的ですが、ファミリー会員の会費や賛助会員の会費など、かかわり方により会費を設定する方法もあります。いずれにしても、無理のない額で運営することが大切です。
会費は、会計係を複数人で担当し、明朗会計をモットーとして処理しましょう。
- ④目的と事業計画は、単位団への支援事業と育成母集団自身の事業とに分けます。しかし、相互に合同ですすめる事業も確認しておくといいいでしょう。
そして、事業計画を無理なくすすめる方法や話し合いの場が、自由で公平な関係のもとでもてるようにしましょう。

- ⑤単位団との関係や指導者との関係は、相互に調整や協力をし合うことが大切です。事業計画も単位団あつての育成組織であることを考え、学校行事や地域の行事などとの調整をしながら、よい関係ですすめましょう。
- ⑥保護者の中には、仕事の関係で休日の活動に参加できない方もいます。そのような方への配慮を欠かさない方法で、お互いに協力し合っていきましょう。
- ⑦会員がメンバーとなることに誇りと歓びをもてるような運営をこころがけましょう。
そのために、共通の理解をもてるような研修会や交流・親睦の機会をつくりましょう。
また、会報等の発行で常に予定や状況報告をすることも活動の中に入れましょう。
- ⑧賛助会員や協力団体等は、青少年活動やスポーツ団体への理解があり、かつ品位のある団体を選びましょう。
- ⑨同じような活動をしている、他の育成母集団との話し合いや交流の機会をつくり、お互いのよいところを学び合いましょう。
すでに、市区町村レベルにおいて「育成母集団連絡協議会」を結成し、より積極的な活動を展開しているところもあります。

< SHIPS の由来 >

「SHIPS」はスポーツ少年団のニックネームで、スポーツ少年団という大きな船、大きな集合体という意味です。また、スポーツ少年団の目指す「スポーツマンシップ」「フレンドシップ」「リーダーシップ」「メンバーシップ」を表しています。



Ⅳ 地域とスポーツ少年団

平成 21 年に策定された「スポーツ少年団の将来像」において、理念の新たな視点として「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」が加えられました。スポーツ少年団は、活動拠点を学校ではなく地域社会に置く、地域の青少年のための団体です。ですから、地域とスポーツ少年団は、そこに住む人々の生活と相まって密接な関係にあるのです。

1. 地域社会とは

ある一定区域に住む人々が温かい心の触れ合いを通じて、豊かで生きがいに満ちた生活を送ることができる生活の場が地域社会です。ですから、それは住民一人ひとりが互いを尊重し合い、協力し合って築き上げていく社会といえます。

このことは大人だけでなく、子どもたちにとっても基本的には同じことです。そのため、スポーツ少年団活動が団員・指導者・育成母集団相互の交流を通して、地域住民の連帯感や助け合う心を育てる一助になることも社会的に期待されています。

地域社会の中には、道路や公園、学校や公民館などの公共施設がありますが、スポーツ少年団が地域で活動する各種団体とともに施設を有効活用し、活動の拠点とすることは、単位団活動の円滑な運営にとって大事なことです。また、同時にそれらの施設を大切に使うことが各種団体の責任でもあります。

2. 地域に認められるスポーツ少年団活動

スポーツ少年団活動は、団員の構成が主として小学生のため、その範囲は小学校区程度の日常生活圏となっています。スポーツ少年団はおのずと地域社会と密接にかかわり、ときには連携・協力し、ときには支援をいただくこともあります。したがって、活動は地域に根ざし、地域から認められ、すべての子どもたちに門戸が開かれているものでなくてはなりません。

具体的には、地域のお祭りや運動会、美化活動などに、積極的に参加・協力することでスポーツ少年団の目的や活動を地域の人々に理解しても

らうことが大切です（→ P.11 の社会活動）。そして、地域クラブとしての活動を展開する中で、スポーツを通じたネットワークを広げ、地域間の交流を活性化させましょう。

また、こうした地域社会とのかかわりは、団員の成長にも大きな影響をもたらします。それは、子どもたちが自分も家族とともに地域社会の一員だということを知り、社会性を学ぶ機会となるはずです。

スポーツ少年団が積極的に地域と連携・協力する中で住民への理解が広がれば、あとは実績を積みことで地域社会の認知度や支援の輪も、おのずと広がってくることでしょう。新しい団員の加入促進をはじめ公的団体としての社会的信頼も深まり、スポーツ少年団の発展につながります。

＜スポーツ少年団の公共性＞

単位団活動が地域に認められるためには、スポーツ少年団を「地域につくる」というより、「地域でつくる」という考え方が重要です。「地域でつくる」ということは、その取り組みが地域住民に広く受入れられ、地域の各種団体を含めて「自分たちのまちは自分たちが力を出し合って守り、育てる」という思いが共有され、具体的な行動に結びつくことを意味します。こうした姿勢は公共性に欠かすことが出来ない要素で、スポーツ少年団の理念・理想を実現するためにも必要なことです。

3. 他の団体との連携

地域の中には、町内会や自治会、青少年団体、NPO 法人など、多くのグループや団体が活動しています。子どもからお年寄りまで、その構成員も多種多様です。地域社会を活動のベースとしているスポーツ少年団にとって、これらの組織や団体との連携は重要なことです。特に、同じ青少年を構成員としている団体は、その最終目的が「こころとからだの健全育成」にあることから、協調し合えることは多くあるはずです。しかし、スポーツ少年団の中には、自分たちの活動ばかりに集中し、地域内の様々な行事や催しなどに関係なく活動している単位団もあります。もう一度、育成の原点に立ち返って、広く長い目で団員の成長を見

守り、地域と仲良く活動することが望まれます。

■全国規模で活動している主な青少年団体

公益社団法人ガールスカウト日本連盟	日本赤十字社(青少年赤十字)
航空少年団	公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団
SYD青年部(公益財団法人 修養団)	日本都市青年会議
青年倫理塾(一般社団法人倫理研究所)	日本BBS連盟
公益社団法人全国子ども会連合会	一般財団法人日本友愛協会
一般社団法人日本ウオーキング協会青年部	一般財団法人日本ユースホステル協会
公益財団法人日本宇宙少年団	公益財団法人日本レクリエーション協会人材開発部
公益社団法人日本キャンプ協会	公益財団法人日本YMCA同盟
公益財団法人日本YWCA	公益財団法人ハーモニセンター
一般財団法人日本青年協会	公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
日本青年団協議会	公益財団法人モラロジー研究所青年部

町内会や自治会、多くの青少年団体との連携や協力によって、活動場所の確保や活動経費の軽減、指導者不足の解消などの問題解決につながり、行政のバックアップも得やすくなるでしょう。

他団体との交流がなかなか持てないスポーツ少年団は、そのきっかけとして、主催する行事や活動、例えば、運動会や正月・クリスマスの催しなどに他団体の方々を招待するのも一つの方法です。

また、地域の催しや他団体の行事とスポーツ少年団活動が重なり、参加の子どもたちを取り合うようなことは、絶対避けなければなりません。事前に関係者で調整するとともに、主役は子どもたちなのだというのを念頭に置きたいものです。

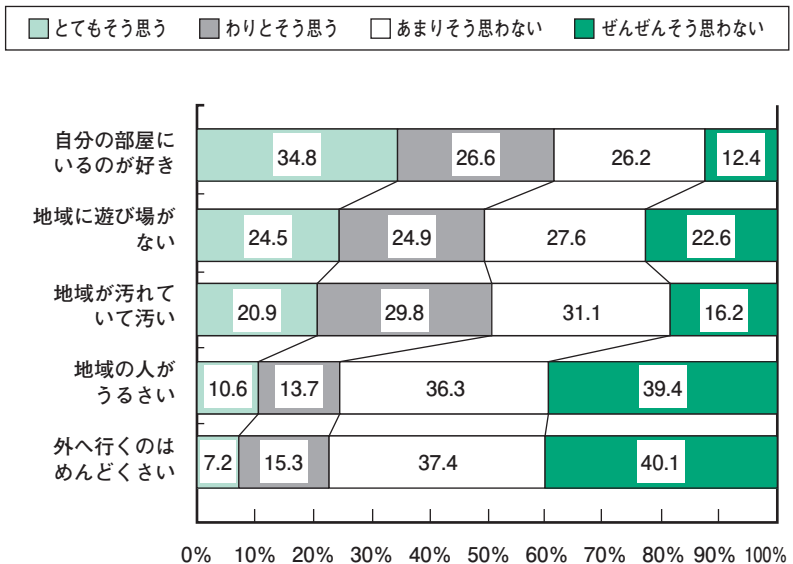
さらに今、生涯スポーツ社会の実現へ向けて、全国各地で総合型地域スポーツクラブづくりが広がっています。スポーツ少年団もクラブのジュニア部門としての役割と機能が期待されています。(スポーツ少年団の発展と総合型地域スポーツクラブについては、P.33 参照)

4. 子どもの居場所としてのスポーツ少年団

「子育ては家庭の役割」と言ったのは昔のこと。今は、地域社会の中でだれもが参加しやすい居場所づくりをすることや、スポーツ・文化活動などを通して地域と家庭の支えあい関係をつくることで、子育てを支援していくシステムが求められています。スポーツ少年団は、活動の目的から分かるように、子育てをする仲間の一員という考えを持ち、地域社会の中で活動していくことが重要です。

では、子どもたちは自分たちの地域についてどう思っているのでしょうか。下図を見て分かるように、遊び場がない、汚れているなどと地域への厳しい評価もあり、地域環境の整備・充実は大きな課題です。

■地域について思うこと



ベネッセ未来教育センター「モノグラフ 小学生ナウ VOL.21-3 子どもの放課後」(2002年)

また、子どもたちは、学校・家庭・地域という3つの場で生活しています。子どもたちがたくましく育っていくために、どれも欠くことが出来ない大切な場です。その中の一つ、地域がスポーツ少年団活動のベースです。ですから、スポーツ少年団活動を展開する際は、学校や家庭のことも考慮する必要があります。そして、一人ひとりの生活の中にスポーツをうまく溶け込ませていくことが大切です。

5. 地域づくりとスポーツ少年団活動

地域の中での子どもの居場所づくりとともに、子どもたちから大人まで多くの人々に親しまれ、愛着を育む場としてスポーツ少年団を捉えることも大切です。スポーツ少年団活動を発展的・継続的に展開していくためには、「みんなでまちを良くしよう」という地域づくりの視点で活動することが望まれます。

このことは、日本のスポーツ界が東京オリンピックを契機に、学校・企業スポーツ中心から地域スポーツ中心へと、スポーツ人口の底辺拡大を目指した時期に、日本スポーツ少年団を創設した意図とも重なります。スポーツ少年団が担っている一つの役割は、地域スポーツの振興でもあるのです。

人々が地域の中で心豊かに生活するためには、

- ① 共同体(コミュニティ)としての意識の共有
- ② 地域生活者としての生活満足

以上の2つの条件が重要であると考えられます。

地域に根ざしたスポーツ少年団は、こうした条件を様々な活動を通して実現できる団体です。

V 地域スポーツクラブとしての発展

1. 総合型地域スポーツクラブの公共性

国の政策としても積極的に推し進められている総合型地域スポーツクラブの特徴は、その公共性にあります。

したがって、総合型地域スポーツクラブづくりは、「すべての地域住民に開かれ、地域住民自らがその運営に参加し、自分たちのクラブとしての発展をめざしていく」ことが大切となります。

「多種目、多世代、多志向」という総合型地域スポーツクラブの形態上の特徴は、特定種目、特定世代、特定の志向性の地域住民に限定的なスポーツ活動ではなく、地域住民の幅広い参加をめざした取り組みの結果なのです。

スポーツ少年団の掲げる「スポーツによる青少年の健全育成」という大義名分は、明るく活気に満ちた地域社会を築き上げていく上で極めて重要です。誰にとっても他人事ではありません。スポーツ少年団の活動は広く地域住民に受け入れられる素地をもっているのです。しかし多くのスポーツ少年団の中心的団員は少年・少女という特定世代です。その点を考慮すると、地域住民により広く受け入れられる可能性を有した総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団の協働は、今後のスポーツ少年団の発展にとっても極めて重要となってくるわけです。



2. 総合型地域スポーツクラブとの協働

総合型地域スポーツクラブづくりは、平成7年から文部科学省（当時の文部省）が育成モデル指定事業を開始したのがスタートといえます。今日では、全国に3,512の総合型地域スポーツクラブが設立されています。（平成26年7月1日現在、文部科学省調査）しかし、そのほとんどが設立後10年未満で、1962年に創設され、50年の歴史を有するスポーツ少年団と比べると、その歴史は未だ浅いと言わざるをえません。

成熟した組織力を有するスポーツ少年団が、それぞれの地域における総合型地域スポーツクラブづくりに、関連諸団体との協働の体制を整えつつ、積極的に参加していくことは、今後のスポーツ少年団の充実・発展にとっても大切です。

3. 総合型地域スポーツクラブとの連携・協力

スポーツ少年団が、それぞれの地域における総合型地域スポーツクラブづくりに中心的な役割を担うことは、スポーツ少年団が総合型地域スポーツクラブの中に埋没してしまうものではありません。

スポーツ少年団はジュニアスポーツクラブとして、スポーツを通した青少年の健全育成に、優れた力の蓄積があります。スポーツ少年団以外に、総合型地域スポーツクラブのジュニア部門として核になりえる存在はありません。

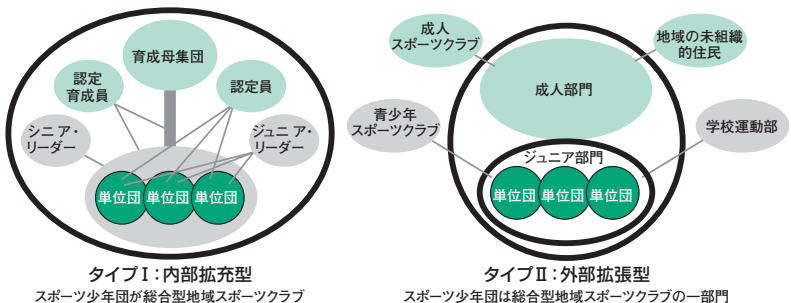
スポーツ少年団が結成されていない地域においては、全国組織もしっかり整っているスポーツ少年団とのかかわりの中で、総合型地域スポーツクラブのジュニア部門の充実をはかるという動きがでてくることが期待されます。あるいは、スポーツ少年団は活動しているものの、少子化等の影響等から、単位団の活動に問題を抱えているという地域では、特定種目に限定的ではない少年団活動も含めて、総合型地域スポーツクラブのジュニア部門としての発展を図る等の新たな展開が広がることも期待できます。

4. 子どもに寄り添った単位団運営

スポーツ少年団、あるいはジュニアスポーツクラブ等への加入動機についてみると、「いましている種目がしかなかった」という回答が最も多くなっています。しかし、「何か運動がしかなかった」と「友だちと一緒に楽しめることがしかなかった」を合わせた、種目に対するこだわりの薄い回答が過半数を超えています。単一種目の単位団の活動を、総合型地域スポーツクラブづくりとのかかわりで見直すことは、多くの子どもたちの願いに寄り添ったものとなります。

5. 総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団

スポーツ少年団を核（中心）とする総合型地域スポーツクラブづくりは、スポーツ少年団を総合型地域スポーツクラブに移行するというものではありません。スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの共存・共栄をめざしていくことが大切です。そのような観点から、スポーツ少年団を中心とする総合型地域スポーツクラブづくりをタイプ分けすると、次の2つに大別して考えることができます。



注) それぞれ太線で囲った部分がスポーツ少年団

タイプⅠ（内部拡充型）： ジュニア・リーダーやシニア・リーダーの活動参加を促進し、さらに、認定員や認定育成員の働きかけによって、育成母集団のスポーツ参加を積極的に推し進めていくことにより、多世代型・多種目型の総合型地域スポーツクラブ化を図っていくというもの。もちろん、組織化の過程で、新規の団員確保や、その保護者、あるいは、子育てを終えた成人・高齢者を積極的に育成母集団（クラブ員）とし、クラブの拡充を図っていくことが大切です。

タイプⅡ（外部拡張型）： 現状の小学生が中心であるスポーツ少年団活動を、ジュニア部門として位置づけ、地域の他のスポーツ活動機会との協力関係を強め、就学前幼児や低学年児童、さらには、中学生から高齢者のスポーツ活動との接続を図りながら、多世代・多種目型の総合型地域スポーツクラブ化を図っていくというもの。育成母集団を成人部門の中に位置づけていくという形態も考えられます。

タイプⅠ、タイプⅡの特徴を整理し直すと次のようになります。両タイプは、それぞれ総合型地域スポーツクラブづくりの過程で形づくられますが、静的、固定的なものではありません。事例として掲げたクラブの形態は、取り組みの経過により変化する可能性があります。また、どちらのタイプが優れていてどちらのタイプが劣るものというものでもありません。

「スポーツ少年団」に寄せられる社会の期待がよりよく実現されるためには、スポーツ少年団が地域における認知度をさらに高め、地域社会のより広範な理解と協力を得ながら活動していくことが大切です。

これからの社会におけるスポーツ少年団のさらなる充実・発展は、スポーツ少年団が、その社会的使命を如何に遂行していくかにかかっています。そのためには、政策としても推し進められている総合型地域スポーツクラブづくりにスポーツ少年団が自主的・自律的にかかわっていくことが極めて重要です。

タイプ 特徴	タイプⅠ：内部拡充型	タイプⅡ：外部拡張型
長所	スポーツ少年団という統括組織の拡充を図るというものであることから、組織内の意思の疎通を図りやすい。	スポーツ少年団を核としながらも、地域の関連団体・組織との連携を図りながら展開されるものであることから、地域の認知を確保しやすい面があり、地域全体としての取り組みに発展できる可能性がある。
課題	地域の関連する他団体・組織との協働を前提としなくても総合型地域スポーツクラブづくりが可能であることから、地域の認知を確保するのに多大な労力を要する。	取り組みの背景や歴史の異なる地域の関連する他団体・組織との連携・協力関係を築き上げるのに多大な労力を要する。
事例	新町スポーツクラブ 多寄スポーツクラブ 稲穂ファミリースポーツクラブ	中種子よいらーいきスポーツクラブ なら学園前スポーツクラブ 長野スポーツコミュニティクラブ東北



Ⅵ 加入する方のためのQ&A

1. 団員の皆さんへ

Q1 スポーツ少年団は何歳から入団できますか？また、中学生や高校生の中途加入は可能ですか？

A スポーツ少年団への加入は原則として小学生以上となっています。スポーツが得意な子どもだけでなく、運動に自信のない子どもも大歓迎です。

もちろん、中学や高校からの中途加入もできます。

現在、中学生以上の団員は全国で約9万5千人が登録していますが、中にはスポーツをエンジョイしながらリーダーとして活動し、将来の指導者をめざして各種の研修を受けている仲間もいます。

Q2 スポーツ少年団活動にはスポーツ以外にどんな内容のものがありますか？

A スポーツ活動以外の活動内容として絵、作文、歌、クラフト、郷土芸能、機関紙などの文化・学習活動、また地域行事への参加や奉仕活動などの社会活動、さらにレクリエーション、野外活動や体力テストなども年間活動計画に取入れ、団員の意識を高め自主性・創造性や仲間意識を育てることを大切にしています。

Q3 スポーツ少年団ではなぜ体力テスト(運動適性テスト)を行なうのですか？

A 体力テストを実施することにより、団員一人ひとりの体力、運動能力の特性を知ることができ、また定期的に行うことで体力の変化を知ることができます。

体力を知ることができれば、個々の体力に合った活動プログラムを作成することも可能です。

日本スポーツ少年団では定期的実施することを推奨しており、日本体育協会のホームページ (<http://www.japan-sports.or.jp/test/tabid/623/Default.aspx>) において年齢・性別・記録を入力すれば自動的に級判定が行えるプログラムを配布するとともに、全国の単位団より提供していたデータに基づき全国平均値を公開しています。

2. 指導者の皆さんへ

Q1 スポーツ少年団を結成する場合、どのような点に留意すればよいですか？

A スポーツ少年団結成には原則として10名以上の子どもたちと2名以上の指導者が必要です。また地域内外の協力体制をつくり、単位団の運営や資金の確保などの条件整備を行うことも大切です。

指導者としては地域ボランティアとしてスポーツが好きで子どもたちの世話をしたい人はいつでも大歓迎です。

なお、団を結成した次年度も引き続き更新登録をする場合は、最低2名の有資格指導者(認定員、認定育成員→P.19)の登録が必要です。

Q2 スポーツ少年団指導者の講習・研修にはどんなものがありますか？

A 講習会・研修会事業は日本、都道府県、市区町村の各スポーツ少年団で計画的に行われていますが、主なものとしては次のとおりです。

- ・スポーツ少年団認定員養成講習会(都道府県開催)
- ・スポーツ少年団認定育成員研修会(日本開催)
- ・スポーツ少年団指導者研修会(都道府県、市区町村開催)

※公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく各種講習会・研修会も別に、日本体育協会・都道府県体育協会等で実施されています。

Q3 団員・指導者が活動中にけがをした場合、なにか保険制度がありますか？

A スポーツ安全協会の傷害保険があります。この保険は5名以上のグループ保険で団員、指導者、全員加入をお勧めしています。

対象となる事故はグループ活動中の事故や往復途上の事故です。

また、賠償責任が生じた場合も適用されます。

申し込み、問い合わせはスポーツ安全協会各都道府県支部(主として都道府県体育協会あるいは教育委員会保健体育課内)にご照会ください。

※公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者総合保険もご利用ください。

3. 育成母集団の皆さんへ

Q1 育成母集団を結成する時の手順について教えてください。

A 育成母集団というのは団員の保護者を中心に地域のスポーツ団体、学校、町内会、青少年団体などの関係者の参加を得て単位団を育成、援助するとともに自ら進んで団員たちと一体になってスポーツを中心とした様々な活動をする組織のことです。

結成の手順の中で最も大切なことは、会の運営や事業の内容また資金の見込みや役員などについて指導者や保護者会で準備のための事前の話し合いをしっかりと行うことです。

そして、育成母集団活動のねらいや目標をきちんと定め、会議もコミュニケーションや情報交換を含めた内容のものが良いでしょう。

Q2 育成母集団の役割にはどんなものがありますか？

A 育成母集団の役割の中心は単位団に対する援助と協力活動で具体的には次のものがあります。

1. 活動場所の確保と整備
2. 活動に必要な器具や用具の整備
3. 指導者、団員の確保とリーダーの養成

また、地域社会へのスポーツ少年団普及活動も大切な役割です。具体的には地域行事への参加や広報活動さらに地域住民を含めたスポーツの交流会や親子スポーツ大会などのプログラムの作成、提供があります。

Q3 新入団員の募集について良い方法があれば教えてください。

A 一般的には募集案内を育成母集団や学校、町内会に配付する方法が行われています。

ある単位団では春休みに団員が友だちに手紙を送ったり、手づくりの募集ポスターを街角に貼ったり、また体験入団の日を設けるなど単位団のPRを育成母集団と団員・指導者がいっしょになって行っています。

人から人への口コミも意外とPR効果がありますが、やはり今の時代は、単位団のホームページの作成などインターネットを利用するのも効果があります。

スポーツ少年団の登録状況

いま、スポーツ少年団に入ってスポーツをしている仲間たち。北は北海道から南は沖縄県まで、全国に約3万4千もの単位団、そして、そこで活動する仲間は約74万人もいます。

単位団活動の場や設備、指導者などの人的条件と地域特性から、多様なスポーツ種目を行う単位団が生まれました。(60種以上)

**全国のスポーツ少年団員は
こんなスポーツをやっています** (平成26年度登録)



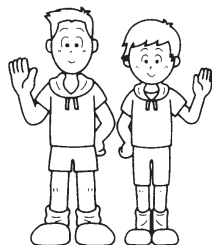
軟式野球

団数 6,764
団員数 130,010



サッカー

団数 4,403
団員数 144,178



複合種目

団数 3,950
団員数 115,887



バレーボール

団数 3,695
団員数 51,468



バスケットボール

団数 3,155
団員数 70,192



剣道

団数 2,796
団員数 48,335



空手道

団 数 2,077

団員数 39,163



柔道

団 数 1,168

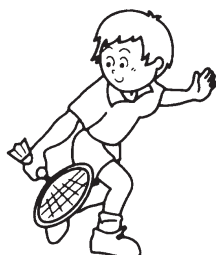
団員数 20,373



ソフトボール

団 数 1,168

団員数 18,123



バドミントン

団 数 721

団員数 14,254



卓球

団 数 560

団員数 8,670



ソフトテニス

団 数 518

団員数 14,897

その他の種目(平成 26 年度登録)

種 目	全 体	
	団 数	団員数
少 林 寺 拳 法	504	7,435
陸 上 競 技	362	13,453
野 球	296	6,312
水 泳	230	7,046
そ の 他	189	3,851
ス キ ー	154	2,285
体 操	145	3,772
テ ニ ス	132	3,313
ド ッ シ ボール	98	1,684
ラグビーフットボール	89	2,436
合 気 道	84	1,676
ハンドボール	78	2,081
ス ケ ー ト	69	1,100
な ぎ な た	62	881
レ ス リ ン グ	60	936
ホ ッ ケ ー	55	1,133
馬 術	47	783
相 撲	45	470
日 本 拳 法	35	518
ト ラ ン ポ リ ン	32	680
アイスホッケー	29	651
ミニバレーボール	26	333
スポーツチャンバラ	25	335
リ ー ダ ー 会 等	23	264
バトントワリング	23	349
弓 道	21	419
ボ ウ リ ン グ	20	297
ゴ ル フ	19	273
フットベースボール	16	215
フ ェ ン シ ン グ	10	110
セ ー リ ン グ	9	128
野 外 活 動	8	114
アーチェリー	8	99
銃 剣 道	7	89
ボ ク シ ン グ	7	67
ソフトバレーボール	6	97
エ ア ロ ビ ッ ク	5	115
武 術 太 極 拳	5	48
カ ヌ ー	4	46
ウェイトリフティング	4	37
太 鼓	3	40
綱 引	3	30
自 転 車	2	34
山 岳	2	57
カ ー リ ン グ	2	49
ボ ー ト	2	19
ローラースケート	2	31
ゲートボール	1	8
トライアスロン	1	18
鼓 笛	1	25
ティ ー ボール	1	5
合 計	34,036	741,797

日本スポーツ少年団登録認定資料

日本スポーツ少年団に登録すると、都道府県もしくは市区町村スポーツ少年団より次の資料が交付されます。これらは、単位団や団員、指導者の証となるもので、スポーツ少年団における活動や仲間たちのシンボルです。

●団認定証

新規加入登録団に対して交付されます。

●認定リボン

毎年登録団に対して交付されます。

●スポーツ少年団旗

単位団はスポーツ少年団旗を保持しなくてはなりません。新規登録団は市区町村スポーツ少年団に申請し、保持して下さい。

●団員章

毎年登録団員1人につき1枚が交付されます。



●市区町村役職員登録証

市区町村スポーツ少年団の登録役職員に対し1人1枚が交付されます。



●指導者章・指導者登録証

毎年登録指導者1人につきそれぞれ1枚ずつ交付されます。



●都道府県役職員登録証

都道府県スポーツ少年団の登録役職員に対し1人1枚が交付されます。

単位スポーツ少年団規約の参考例

第1章 総 則

第1条（名称） 本団は〇〇〇〇スポーツ少年団（以下団という）と称す。

第2条（事務所） 本団の事務所は〇〇〇〇内に置く。

第3条（目的） 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。

第4条（活動） 本団は、前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- (1) 各種スポーツ活動
- (2) 体力テスト
- (3) レクリエーション活動
- (4) 文化学習活動
- (5) 他団体との交歓交流活動
- (6) 奉仕活動
- (7) その他本団の目的達成に必要な活動

第2章 団員・指導者

第5条（構成） 本団は〇〇〇〇をもって構成する。

第6条（団への加入登録） 本団で活動する者は、日本スポーツ少年団へ登録しなければならない。本団への加入登録は、本団所定用紙にてこれを行う。又、加入登録に当っては、別に定める費用を同時に納入するものとする。

第7条（有効期間） 加入登録有効期間は、加入の申込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第8条（団の登録） 本団は第6条に定めるところにより加入登録を行った団員・指導者をまとめ、日本スポーツ少年団所定登録用紙により団として〇〇〇スポーツ少年団に所定の登録料を添え、団の登録を行うものとする。

又、団登録に明記された団員、指導者は全員公益財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

第3章 役 員

第9条（役員） 本団には、次の役員を置く。

団長	1名	会計	2名
副団長	若干名（各学年より1名）	監事	2名
指導者	若干名		

第10条（互選） 前条の役員は、育成母集団の互選により選出する。

2. 団長は、本団を代表し、団務を統轄する。
3. 副団長は、団長を補佐し団長事故ある時は、その職務を代行する。
4. 指導者は、本団の活動を指導する。
5. 会計は、本団の会計を担当する。
6. 監事は、会計を監査する。

第11条（任期） 本団の役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2. 本団の役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 育成母集団

第12条 本団に育成母集団を置く。

育成母集団については別に定める。

第5章 会 計

第13条（会計） 本団の会計は、団員の納める会費、育成母集団費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁する。会費については、別に定める。

第14条 会費は団員1人当たり1カ年〇〇円とし、毎年4月に前期分〇〇円、10月に後期分〇〇円納入するものとする。

第15条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

第16条（規約の改正及び解散） 本規約の改正及び、本団の解散は、育成母集団の3分の2以上の同意を得ねばならない。

附則

1. 本規約は、平成〇年〇月〇日より施行する。

育成母集団規約の参考例

（総 則）

第 1 条 本育成母集団は〇〇〇〇スポーツ少年団育成母集団（以下「母集団」という）と称し、事務所を〇〇〇〇に置く。

（目 的）

第 2 条 「母集団」は〇〇〇〇スポーツ少年団の健全な育成のため、次の活動を行う。

- (1) 〇〇〇〇スポーツ少年団活動の目的達成のための育成支援
- (2) 〇〇〇〇スポーツ少年団が参加する交流活動、大会参加への支援
- (3) 指導者の資質向上のための援助
- (4) 広報活動
- (5) 会員相互の親睦と体力向上のための活動
- (6) その他スポーツ少年団育成に必要な事項

（組 織）

第 3 条 「母集団」は〇〇〇〇スポーツ少年団の保護者および本スポーツ少年団の目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

（役 員）

第 4 条 「母集団」に次の役員を置く。

会 長	1 名	監 事	2 名
副会長	2 名	幹 事	2 名
理 事	若干名		

（役員の仕事）

第 5 条 前条の役員は、「母集団」の互選により選出する。

2. 会長は、「母集団」を代表し会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し会長に支障があるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、会長、副会長を含めた理事会を構成し、会務を処理執行する。
5. 幹事は、「母集団」の会計を処理する。
6. 監事は、「母集団」の会計を監査する。

（役員の任期）

第 6 条 役員の任期は、1 年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第 7 条 「母集団」の会議は総会、理事会とし、会長が招集してその運営に当る。

（会 計）

第 8 条 「母集団」の会計は、母集団員の納める会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

2. 「母集団」の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

（附 則）

本規約は平成〇年〇月〇日より施行する。

広報・出版・ビデオ 一覧

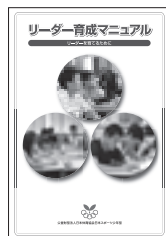
●スポーツ少年団PRリーフレット

スポーツ少年団活動を広く一般社会に紹介し、未加入青少年ならびにその保護者を対象にスポーツ少年団の普及を図り、スポーツ少年団への加入を促進するためのリーフレット。



●リーダー育成マニュアル

市区町村、都道府県それぞれの段階での活動の場を確保し、「どのようにリーダーを育てていくか」をテーマにした関係指導者のためのリーダー養成の手引書。



●ガイドブック「スポーツ少年団とは」(本書)

スポーツ少年団組織と活動のあり方の解説書。各種研修活動のテキストとしても利用されている。



●Sports Japan

本誌は年間6回の通常号に加え2回の特別号を発行し、スポーツ指導者、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブをはじめとするスポーツ関係者の皆様に有益で身近でタイムリーな情報を発信。

※定期購読等のお申込みについては、日本体育協会のホームページ (<http://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid/660/catid/33/Default.aspx>) または日本体育協会広報課 (TEL03-3481-2273) へご連絡ください。



日本体育協会 ホームページ

本書で紹介されている日本スポーツ少年団主催事業の詳細や、指導者・リーダー制度、市区町村スポーツ少年団検索などスポーツ少年団に関する情報がご覧いただけます。



ホームページアドレス <http://www.japan-sports.or.jp/club/tabid/66/Default.aspx>

スポーツ少年団

検索

●少年スポーツ情報誌「Sport JUST」

平成23年度まで、日本スポーツ少年団の全登録単位団・市区町村スポーツ少年団等へのスポーツ少年団活動の広報普及と次代を担う子どもたちが豊かなスポーツライフを享受できる指導のあり方のための総合情報誌として年10回発行。

※バックナンバーのお申込みについては、日本体育協会のホームページ (<http://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid/843/Default.aspx>) または日本スポーツ少年団 (TEL03-3481-2222) へご連絡ください。



【ビデオ】

	題 名	内 容	制作年／仕様
1	楽しい育成母集団活動ージュニアスポーツを支え共に楽しむ大人たちー	育成母集団の活動とは、地域の中で、保護者、指導者、地域の人々が連携して子どもたちをサポートすることであり、また関係する方自らがスポーツ活動を楽しむことである。クラブへの発展も含めて「育成母集団のあり方」を考えるビデオです。	平成15年度 VHSカラー 30分
2	地域で子どもを育てようー学校週5日制とスポーツ少年団ー	平成14年4月からスタートした完全学校完全週5日制により、学校・地域・家庭の3者連携のもと、スポーツ少年団を中心（核）とした地域の中での、青少年健全育成の重要性を認識していただくビデオです。	平成14年度 VHSカラー 34分
3	輝け！未来を拓く子どもたちー地域で育てるスポーツ少年団ー	ガイドブック「スポーツ少年団とは」を映像化したものであり、スポーツ少年団内・外関係者にスポーツ少年団をより正しく理解いただくビデオです。	平成13年度 VHSカラー 40分
4	生き生きコミュニケーションーレクリエーション的工夫を生かしてー	日常の団活動の展開場面においてのヒントになり、また各種年間行事等にも活動できるレクリエーション的工夫のあり方について紹介したものです。	平成9年度 VHSカラー 35分
5	小さな挑戦者ーそれでもクマンバチは飛ぶー	主人公の新平はスポーツが苦手。その新平をスポーツ少年団に誘ったのはボスの手紙だった。戸惑いながらも団に馴染んでいく新平。暖かく見守るボス。ドラマを通して指導者のあり方を考えていただくビデオです。	平成8年度 VHSカラー 30分
6	元気にワイワイ「たのしいスポーツあそび」	本来子どもたちが遊びの中で養っていくべき創意や工夫、ルール、社会性そして身体や運動能力などを「スポーツあそび」を通して補うという主旨に基づき作成したものです。	平成7年度 VHSカラー 30分
7	ー子どものスポーツー「応急手当の基礎知識」	スポーツ少年団の活動中、子どもたちのケガや具合が悪くなった場面に遭遇したとき、正しく応急手当をすることができるでしょうか。このビデオは応急手当の基礎知識を身につけていただきたいために作成したものです。	平成6年度 VHSカラー 30分
8	「やってみよう楽しい準備運動ー活動のグレードアップのために」	スポーツ少年団活動における「準備運動」にスポットを当て活動のグレードアップを狙いとしています。みなさんの団の「準備運動プログラム」を計画する際の参考にしていただきたいビデオです。	平成5年度 VHSカラー 30分
9	「動きの基礎づくりのためのプログラム」	スポーツ少年団における低年齢者層を対象に、偏りのない様々な運動を無理なく、しかも楽しく経験させることを目的とし作成されたもので、遊び的要素を多分に盛り込んだユニークな運動・ゲームをたくさん紹介したビデオです。	平成4年度 VHSカラー 30分

＜視聴覚資料無料貸出について＞

こちらで紹介した視聴覚資料は無料（送料のみ実費負担）で貸し出しを行っています。日本スポーツ少年団（TEL03-3481-2222）、または、所属されている都道府県スポーツ少年団（→ P.52）へご連絡ください。

日本スポーツ少年団団員綱領

1. わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
1. わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
1. わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
1. わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
1. わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくります。

日本スポーツ少年団指導者綱領

1. わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
1. わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
1. わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
1. わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
1. わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。

スポーツ少年団の歌

若いぼくら

岩田景代 作詞
松本民之助 作曲

♩ = 120 あふれる力で

mf

そらのあおきがほくにある

それはわかきのシンボルだきぼ

うをむねにーす

いこんでー

のびるぼくらはにほんのこ

そうーだそうーだそうだーす

ボーツしょうねんだん

1. 空の青さがぼくにある
それは若さのシンボルだ
希望を胸にすいこんで
伸びるぼくらは日本の子
そうだそうだそうだ
そうだスポーツ少年団

2. 山の青さがぼくにある
それはファイトのシンボルだ
茂るいばらをふみこえて
駆けるぼくらは日本の子
そうだそうだそうだ
そうだスポーツ少年団

3. 海の青さがぼくにある
それは力のシンボルだ
寄せる波濤をのりこえて
進むぼくらは日本の子
そうだそうだそうだ
そうだスポーツ少年団

みどりの朝風

太田克美 作詞
明元京静 作曲

Marciale

mf

みどりみどりのあさーかぜに きぼうのはたが

なっている われらはスポーツしょうねんだんに

おうけんこうあこがれたーかー

くーわかいちからを

さあたたえーよう わかいころを

さあーたえーよう

1. みどりみどりの朝風に
希望の団旗がなっている
われらはスポーツ少年団
におう健康あこがれ高く
若い力をさあたたえよう
若い心をさあたたえよう

2. さやかさやかな青空に
平和の鳩が舞っている
われらはスポーツ少年団
水に大地に意気はつらつと
若い力をさあそだてよう
若い心をさあそだてよう

3. 元気元気な歌声で
世界の友が呼んでいる
われらはスポーツ少年団
燃えるファイトに花咲く技に
若い力をさあきたえよう
若い心をさあきたえよう

※音源は、ホームページにあります。

都道府県スポーツ少年団一覧

(H26.12.19 現在)

都道府県名	〒	住 所	TEL
北海道	062-8572	札幌市豊平区豊平5条11-1-1 北海道立総合体育センター内	011-820-1706
青森県	038-0021	青森市安田字近野234-7	017-766-2141
岩手県	020-0133	盛岡市青山4-13-30 公益財団法人岩手県体育協会内	019-648-0400
宮城県	980-0011	仙台市青葉区上杉1-2-3	022-726-4211
秋田県	010-0974	秋田市八橋運動公園1-5 秋田県スポーツ科学センター内	018-866-3916
山形県	990-2412	山形市松山2-11-30 公益財団法人山形県体育協会内	023-625-5750
福島県	960-8065	福島市杉妻町5-75 県庁東分庁舎3号館内	024-524-3833
茨城県	310-0911	水戸市見和1-356-2 茨城県水戸生涯学習センター分館内	029-226-9972
栃木県	320-0057	宇都宮市中戸祭1-6-3	028-622-7677
群馬県	371-0047	前橋市関根町800 県総合スポーツセンター内	027-234-5555
埼玉県	362-0031	上尾市東町3-1679	048-779-5895
千葉県	263-0011	千葉市稲毛区天台町323 スポーツ科学センター内	043-254-0023
東京都	150-8050	渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内	03-6804-8121
神奈川県	221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館内	045-311-0653
山梨県	400-0836	甲府市小瀬町840	055-243-8588
長野県	380-0872	長野市大字南長野字聖徳545-1	026-235-3483
新潟県	950-0933	新潟市中央区清五郎67-12 デンカビッグスワンスタジアム内	025-287-8600
富山県	939-8252	富山市秋ヶ島183 富山県総合体育センター	076-461-7138
石川県	920-0355	金沢市稚日野町北222 いしかわ総合スポーツセンター内	076-268-3100
福井県	918-8027	福井市福町3-20	0776-34-2719
静岡県	422-8004	静岡市駿河区国吉田5-1-1	054-265-6464
愛知県	460-0007	名古屋市中区新栄1-49-10 愛知県教育会館	052-264-1010
三重県	510-0261	鈴鹿市御園町1669 三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿	059-372-3880
岐阜県	502-0817	岐阜市長良福光大野2675-28 岐阜メモリアルセンター内	058-297-2567
滋賀県	520-0037	大津市御陵町4-1 滋賀県立スポーツ会館2階	077-521-8001
京都府	601-8047	京都市南区東九条下殿田町70 京都府スポーツセンター内	075-692-3455
大阪府	556-0011	大阪市浪速区難波中3-4-36 BODYMAKERコロシアム(大阪府立体育会館)内	06-6643-5234
兵庫県	650-0011	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館6階	078-332-2344
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30 公益財団法人奈良県体育協会内	0742-22-5791
和歌山県	640-8262	和歌山市湊通丁北1-2-1	073-431-1080
鳥取県	680-0944	鳥取市布勢146-1	0857-28-1288
島根県	690-0016	松江市上乃木10-4-2 島根県立水泳プール内	0852-60-5053
岡山県	700-0012	岡山市北区いづみ町2-1-3 桃太郎アリーナ 岡山県広域スポーツセンター内	086-256-7101
広島県	730-0011	広島市中区基町4-1 広島県立総合体育館内	082-221-4600
山口県	753-8501	山口市滝町1-1 県政資料館2階	083-923-3764
香川県	760-0004	高松市西宝町2-6-40 香川県教育会館4階	087-833-1580
徳島県	770-0939	徳島市かちどき橋1-41 県林業センター2階	088-655-3660
愛媛県	790-0843	松山市道後町2-9-14 愛媛県県民文化会館別館内	089-911-1199
高知県	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎一階南	088-820-1755
福岡県	812-0852	福岡市博多区東平尾公園2-1-4 福岡県立スポーツ科学情報センター内	092-629-3535
佐賀県	849-0923	佐賀市日の出2-1-11 佐賀県スポーツ会館内	0952-30-7716
長崎県	852-8118	長崎市松山町2-5 県営野球場内	095-845-2083
熊本県	861-8012	熊本市東区平山町2776 県民総合運動公園陸上競技場内	096-388-1581
大分県	870-0908	大分市青葉町1 県立総合体育館 スポーツ交流館内	097-504-0888
宮崎県	889-2151	宮崎市大字熊野字島山1443-12 宮崎県スポーツ会館内	0985-58-5633
鹿児島県	890-0062	鹿児島市与次郎1-4-20 鹿児島県体協会館	099-255-0146
沖縄県	900-0027	那覇市山下町18-26 沖縄県住宅供給公社2階 B棟205号	098-857-0017

ガイドブック「スポーツ少年団とは」 平成27年1月13日発行

発行／公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団 TEL 03-3481-2222 FAX 03-3481-2284

本誌からスポーツ少年団組織外の方が転載をされる場合は、あらかじめ連絡のうえ了解を得てください。

あん スポ安くん

いざというときしっかりサポート

心配なくて大丈夫

頼りに
なります！



傷害保険 賠償責任保険 突然死葬祭費用保険

スポーツ安全保険

5名以上の団体で
ご加入ください。

対象となる事故 団体活動中の事故 / 往復中の事故

保険期間 平成26年4月1日午前0時から平成27年3月31日午後12時まで
(申込受付は平成26年3月から)

加入区分・掛金・補償額 団体活動を行う5名以上の方でご加入ください。加入区分は加入者ごとにご選択ください。

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人1年分)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (先着順50万円)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡 (1人1年)	入院 (1人1日)	通院 (1人1日)	身体・財物賠償 合算1事故50万円 ただし、身体賠償は1人1億円 身体・財物賠償 合算1事故500万円 ただし、身体賠償は1人500万円		
子ども	スポーツ活動 文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000円	3,000円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故50万円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死 急病心不全 脳内出血など 葬祭費用 180万円
中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む。	上記団体活動に加え、個人活動も対象 AW区分の特典：個人活動・個人練習なども補償の対象となります。 AW区分の特典：個人活動・個人練習なども補償の対象となります。 AW区分の特典：個人活動・個人練習なども補償の対象となります。	AW	1,450円	2,100円	3,150円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償 合算1事故500万円 ただし、身体賠償は1人500万円	突然死 急病心不全 脳内出血など 葬祭費用 180万円
高校生以上 65歳以上 の方でも加入 できます。	文化・ボランティア・地域活動、団体員の送迎、応援、準備、片付け スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判 子どもへのスポーツ活動の指導・審判	A2	800円	2,000円	3,000円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故50万円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死 急病心不全 脳内出血など 葬祭費用 180万円
65歳以上	スポーツ活動 ※A2区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない場合はA2区分	C	1,850円	2,000円	3,000円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故50万円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死 急病心不全 脳内出血など 葬祭費用 180万円
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500円	750円	1,800円	1,000円	身体・財物賠償 合算1事故50万円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死 急病心不全 脳内出血など 葬祭費用 180万円

※同一団体1口しか加入できません。中途加入する場合、中途退会する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の加入、加入区分の変更はできません。※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。



公益財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル8階 TEL03-5510-0022

保険の詳細な内容、資料の請求は、
ホームページをご覧ください。

<http://www.sportsanzen.org>

●資料請求は、インターネットより受け付けております。

この広告はスポーツ安全保険（スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険（スポーツ安全協会傷害保険特約）、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）、突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険）、賠償責任保険（スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険及びスポーツ安全協会賠償責任保険特約（学校管理下外担保）付帯普通傷害保険（保険期間））の概要についてご紹介したものです。ご加入の際は、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険契約の約款および特約書により、またご加入の点にご注意ください。また「公認」スポーツ安全協会または「東京海上日動火災保険（株）」までお問い合わせください。

(引受幹事保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社(担当)公務第2部公務第1課

TEL 03-3515-4133(平日9:00~17:00)

(共同引受保険会社(平成26年4月予定))

あいおいニッセイ同和 東京火災 損害ジャパン 大同火災 東京海上日動

日新火災 日本興亜損害 富士火災 三井住友火災

平成25年12月作成 0792-1304-813259-201312 1701-1304-813247-201311

宣言しよう、フェアプレイ。

宣言しよう。
全力をつくし、挑戦し、
楽しむことを。

宣言しよう。
仲間を信じ、思いやることを。

宣言しよう。
約束を守り、応援してくれる人への
感謝を忘れないことを。

その誓いは、スポーツを
もっと楽しいものにしてくれる。
日々の生活を
もっとすがすがしいものにしてくれる。

そして多くの人々を活気づけ、
今の日本を元気にするチカラにも
なってくれる。

さあ、あなたも手を胸に。
フェアプレイの誓いを。

フェアプレイで
日本を元気に

あくしゅ、あいさつ、ありがとう

「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンで、
フェアプレイの輪を広げ、日本をもっと元気に!

あなたもはじめの一步を、まずはホームページで、

フェアプレイ宣言

検索



日本体育協会は、スポーツ立国の実現のため、国民体育大会をはじめとする各種スポーツ大会の実施やスポーツ指導者の育成等を行うとともに、スポーツの持つ価値や意義を広くアピールし、国民の生きる力の育成と活力ある社会の構築に貢献していきます。また、日本をもっと元気にしたい、その想いから、「フェアプレイ宣言」推進の取り組みも行っています。



公益財団法人

日本体育協会

わたしたちは、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンを応援しています。



大塚製薬



三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

LAWSON

LOTTE

SUNTORY

KOSAIDO